

安全衛生の確保、業務の範囲

資料編

内閣府防災担当

(1) ボランティア活動前の事前対策

【図15】新潟県災害救援ボランティア本部HPより抜粋（地震災害・氷雪災害を想定）

【重要】過敏性肺炎に注意しましょう(04.11.15 16:10)

新潟県・新潟県医師会から家屋の復旧・撤去作業をする方・ボランティアの方に過敏性肺炎に対する警告が発表されています。ボランティアに行く方は以下を読み注意して作業するようにしてください。

1. 過敏性肺炎とは カビなどの粉塵(ほこり)の吸入によって起こります。症状は悪寒・発熱・全身倦怠感、筋肉痛、咳、痰、呼吸困難など、かぜ様症状が現れます。

2. 注意することは カビが生えているような環境での作業、後片付けなどで、ほこりが舞うような作業を行う場合は、以下の事項に注意してください。

1. マスクを着用し、作業をしてください。

2. 十分に換気をしながら作業をしてください。特に密閉された空間での作業は適宜外へ出るなどしてください。

3. 作業終了後4～6時間後に上記症状があらわれた場合は、速やかに医療機関に受診してください。

4. アレルギー体質などは、無理しない範囲で作業を行いましょう。

また体力が落ちている時・疲労時は作業を行わないようにしましょう。

【重要】除雪ボランティアをする際はヘルメットの着用を(05.01.14)

中越地方での連日の大雪により、雪かきや雪下ろしなど、除雪ボランティアをすることが多くなってきております。

屋根に上って雪下ろしをする際は、落下の危険があります。また、軒下などでの除雪作業においても、屋根の上の雪が落ちてくる可能性があり、雨が降って雪が重たくなっているため、特に危険な状態となっています。除雪は危険を伴う作業です。新潟県内の方々には、雪かきや雪下ろしをする際には必ずヘルメットを着用する習慣があります。除雪に出かけられるボランティアの方は、必ずヘルメットを着用するようにしてください。

http://www.nponiigata.jp/jishin/archives/cat_10ueeoeaeie.html

作成主体：新潟県災害救援ボランティア本部、平成16年11月・平成17年1月作成

【図16】岩手県災害ボランティア活動マニュアルより抜粋（大規模災害を想定）

作成主体：岩手県、平成12年3月作成

9-(2) 危険な仕事の依頼か、苛酷な重労働かの判断

9-(2)-① 危険な仕事とは、重労働とは

- 消防車やバトカーが監視している状態の現場作業。
- 立ち入り禁止区域での作業。●危険家屋での作業。
- 異臭がたちこめる付近での作業。●屋根に登ってシートをかける作業。
- 傾いた家から家具を運び出す作業。
- 大量の土砂やガレキを撤去する作業。●活動場所が遠隔地にある作業。
- 通過が困難な橋や道路を往来する作業。●深夜に及ぶ作業。
- 悪天候での作業など。

9-(2)-② 危険や苛酷を察知する問い掛け

- 建物は倒れかかっていませんか。●ビルの何階ですか。
- その建物の中には、あなたや家族の人が入ったことがありますか。
- 重さはどれくらいでしょう。●大きさや高さはどれくらいですか。
- 何か匂いのするものですか。●警察や消防の方は残っておられますか。
- 道具を使ってやる仕事ですか。●女性でもできる仕事ですか。
- 一人でやったら何日くらいかかりそうですか。
- 一般の人が立ち入りできますか。

(2) ボランティア活動開始前のオリエンテーションによる対応

【図17】巡回作業に関する資料

社会福祉協議会による災害時のボランティア活動支援マニュアル作成に関する指針より抜粋

(大規模災害を想定)、作成主体：島根県社会福祉協議会・島根県ボランティア活動振興センター、平成14年3月作成

1 巡回開始前に

(1) 地図作成

※ 効率よく動くために一人が30分～1時間で回れるように災害地域を分担し、数人で一度に地域全体を巡回できるように地図を作成する

- ① 災害地域全体地図を基に地図を分割する
現場の地理に詳しい人と相談しながら分割する
- ② 翌日以降のため、分割した地図は数枚印刷する
- ③ 本日のボランティア活動先をマーカーで明記する
- ④ 場所により特記事項があれば記入する

2 巡回作業開始

(1) ボランティアの活動現場に到着

- ① ボランティア依頼者の確認
ボランティアの依頼どおりに活動者の派遣がされたか確認する。
依頼どおりでないときは、再度要望を聞きセンターと連絡しその場でコーディネートしてもらい、依頼者にコーディネート内容を伝え理解してもらう
- ② 活動現場のボランティア代表者とできる限り話をする
- ③ いくつか質問をする
 - イ 十分休憩をとっているか
休憩を取っていない場合は、すぐ休憩をさせる
 - ロ 体調を崩していないか
調子が良くない人がいれば、すぐセンターに戻るようさせる
又は、巡回集合場所に行ってもらいセンターから迎えにきてもらう
 - ハ けがの確認
応急処置で直るのであれば、その場で処置する
その場での処置が困難と思われる場合はセンターに連絡し、指示をうける
 - ニ 飲料水などの支給
 - ホ 他にボランティア活動用具が必要か確認する

【図18】安全管理に関する資料

社会福祉協議会による災害時のボランティア活動支援マニュアル作成に関する指針より抜粋

(大規模災害を想定)、作成主体：島根県社会福祉協議会・島根県ボランティア活動振興センター、平成14年3月作成

(活動基準の例)

ア. 活動時間の管理

原則1時間で休憩15分。日中は、疲労度に応じてさらに休憩をする。昼食時間は1時間取る。一日の作業時間は、昼食や休憩時間を含めて6時間以内を目安とする。

イ. 水分補給の管理

熱射病や脱水症状の予防のため、休憩時に十分水分が補給できるようにする。(※ボランティア自身に持参してもらうと共に、ボランティアセンターにも準備しておく。)

ウ. 住民の仕事とボランティアの仕事の区分

住民が行う作業の補助的役割がボランティアであり、必ず住民も参加して行うことを徹底する。高齢者などの場合は、本人か関係者の立ち会いで作業する。

Point

- ① 被災地の状況にもよりますが、なるべく団体(グループ)で参加してもらうことや、具体的な支援内容を事前に決めておくこと、現地では自己完結的な活動ができるよう準備する(活動器材や食事等を各自で準備)ことなどをあらかじめ伝えておきます。
- ② 不潔な環境での重労働等が主な活動の場合、下記例のような人には、お断りしたり、受付やボランティアセンターでの仕事などの軽作業にまわってもらうことを伝えます。

(不潔な環境での重労働を遠慮してもらう人の基準例)

ア. 70歳以上はお断りする

イ. 65～70歳は軽作業に回ってもらう。

ウ. 「最低血圧が90以下で、かつ最高血圧が140以下」以外の方は、医師に相談してもらう。

エ. 心臓病やケガ、その他病気がある人は、医師に相談してもらう。

【図19】健康チェックカードの例

ボランティアによる除灰作業マニュアル Ver2 より抜粋（火山災害を想定）

作成主体：洙田靖夫氏（日本予防医学リスクマネジメント学会・評議員）、平成12年8月作成

健康チェックカード

氏名	
住所	
電話番号	
緊急時連絡先	
年齢	
ふだんの血圧	/
心臓病	ある ・ ない
治っていないケガ	ある ・ ない
その他の病気	ある（ ） ・ ない
血液型	A ・ B ・ AB ・ O
・除灰作業の重労働に従事される方の健康状態のチェックにご利用いただけます。	
・高血圧の方、心臓病の方、その他病気の方々は、重労働の作業をお断りすることもございますが、なにとぞご了承下さいませ。	
・治っていないケガがある場合は、泥水に傷口が触れて化膿するなどの可能性がありますので、医師、看護婦、保健婦に相談してください。重労働の作業をお断りすることもございますが、なにとぞご了承下さいませ。この場合、軽作業をお願いすることがあります。	
・作業を行う際、自分の周りの方がぐったりしていたり、へたりこんでいたりしていないか、お互いに注意しましょう。	
・健康チェックで異常がない方でも、作業中、身体の不調がございましたら、直ちに作業を中止し、周りの者に声をかけて下さい。	
・何か、異常やトラブルなどがありましたら、直ちに作業チームのリーダーに報告してください。	

【図20】主要な専門機関への連絡先

災害ボランティアコーディネーターハンドブックより抜粋（地震災害を想定）

作成主体：横浜災害ボランティアネットワーク、平成12年9月作成

● (5) 専門機関連絡先 (p. 20参照) 《参考: 1998『横浜市防災計画』》

区 分		市担当部署	TEL/FAX
医療関係	医 師	衛生局 地域保健課	671-2451/ 663-4469
	看 護 人		671-2466/ 664-6753
福 祉 関 係		福祉局 福祉のまちづくり課	671-2386/ 664-4739
外国語の通訳・翻訳		総務局 国際室	671-2078/ 664-7145
アマチュア無線技士		総務局 災害対策室	671-3453/ 641-1677
応急危険度判定士		建築局 建築指導課	671-2940/ 681-1654

(3) ボランティア活動保険の加入

【図21】 ボランティア保険に関する参考資料(島根県 P34)

II ボランティア活動保険の取扱い

ボランティア活動保険の補償期間(4月1日以降の中途加入の場合)は、加入申込手続きの完了した日の翌日(午前0時)からとなります。

※加入申込手続きの完了した日とは、受け付けた社協が加入申込書の内容を確認後、受付印を押印、掛金を受領したときをいいます。

ただし、社協が掛金の全額を負担する場合は、受付印を押印した時点をいいます。

したがって、原則として、活動に参加する前日までにボランティア活動保険の加入手続きを済ませておく必要があります。

被災地の災害救援ボランティアセンターは受付やコーディネート業務で忙殺されていますので、できれば、事前に活動参加者が居住する各市町村社会福祉協議会で手続きを済ませておくよう、電話等での事前申込時に伝えておきます。

(ボランティア活動保険の加入プラン・補償内容等の概要) ※平成13年度時点

保険金の種類		加入プラン・補償金額		
		Aプラン	Bプラン	Cプラン
傷害	死亡保険金	1,115.3万円	2,302.1万円	3,521.9万円
	後遺障害保険金	1,115.3万円	2,302.1万円	3,521.9万円
	入院保険金日額	5,900円	8,700円	11,000円
	通院保険金日額	3,800円	5,600円	7,600円
賠償	対人・対物とも 免責(自己負担)	3.5億円 なし	4億円 なし	4.5億円 なし
	掛金 (年間)	基本タイプ A 300円	B 500円	C 700円
	天災タイプ※	天災A 630円	天災B 1,110円	天災C 1,590円

※「天災タイプ」とは、天災(地震・噴火・津波)によるボランティア自身の傷害事故を補償するものです。

(ボランティア活動保険の補償対象となる事故)

傷害 事故	ボランティアが活動中の急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>対象外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○活動中に転んでケガをした。</td> <td>×靴ずれ、しもやけ、長期間のストレスによる腰痛</td> </tr> <tr> <td>○活動中に交通事故によりケガをした。</td> <td>※故意による事故</td> </tr> <tr> <td>○活動中の食中毒事故</td> <td>※無資格、酒酔い運転中の事故</td> </tr> <tr> <td>○活動中の特定感染症(○157など)</td> <td>など</td> </tr> <tr> <td>○活動中の日射病・熱射病 など</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象	対象外	○活動中に転んでケガをした。	×靴ずれ、しもやけ、長期間のストレスによる腰痛	○活動中に交通事故によりケガをした。	※故意による事故	○活動中の食中毒事故	※無資格、酒酔い運転中の事故	○活動中の特定感染症(○157など)	など	○活動中の日射病・熱射病 など	
対象	対象外												
○活動中に転んでケガをした。	×靴ずれ、しもやけ、長期間のストレスによる腰痛												
○活動中に交通事故によりケガをした。	※故意による事故												
○活動中の食中毒事故	※無資格、酒酔い運転中の事故												
○活動中の特定感染症(○157など)	など												
○活動中の日射病・熱射病 など													
賠償 事故	ボランティアがボランティア活動中の偶然の事故により、他人の身体または財物を損壊させたことにより法律上の賠償責任を負った場合 ※活動場所と自宅との往復途上の事故も補償の対象 (対象外となる事故の例) ×自動車による対人・対物事故 ×医療行為に関する事故 ×故意に起因する事故 ×配偶者、生計同一者に対する事故 など												

【図22】ボランティア保険の紹介

災害ボランティアコーディネーターハンドブックより抜粋（地震災害を想定）

作成主体：横浜災害ボランティアネットワーク、平成12年9月作成

ボランティア活動保険

全国社会福祉協議会の保険。

防災・災害ボランティアも補償。災害プランあり。

加入対象：ボランティア個人またはグループ、NPO法人

掛け金：1人 300円～700円/年度

申込み：市または区の社会福祉協議会。（P.38参照）

問合せ：横浜市社会福祉協議会

☎201-8620 ㊟201-1620

横浜市市民活動保険制度

ボランティア活動中の事故に対する横浜市の補償制度。

加入手続き：必要なし/横浜市民対象

（事故発生後は速やかに申請。事故報告書の提出必要。）

防災・災害ボランティアも補償。

問合せ：市民局地域振興課

☎671-2317 ㊟664-0734

*各区役所でも受け付けています。

神奈川県ボランティア事故共済

（社）神奈川県青少年協会の補償制度。

防災・災害ボランティアも補償。

掛け金：1人 600円/年度

加入手続き：県青少年協会または社会福祉協議会にて

問合せ：（社）神奈川県青少年協会

☎402-0346 ㊟402-0362